

行政書士 奈良

2023年1月 No.151

目 次

行政書士 奈良
2023年（令和5年）
1月号

令和5年 新年ごあいさつ

奈良県行政書士会 会長 遠山 健太郎	1
奈良県知事 荒井 正吾	2
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	3

天理市と「マイナンバーカード代理申請・代理受領業務に関する協定書」を締結	4
令和4年度総務省委託 マイナンバー代理申請手続事業報告	5

令和4年度広報月間活動報告

西吉野農業高等学校 法教育「法と農業」	6
田原本町 農地に関する相談会	7

行政書士試験 特定行政書士法定研修考査	8
---------------------	---

近畿地方協議会全体会議	9
-------------	---

トピック 所有者不明土地について①	10・11
-------------------	-------

令和4年度奈良県専門士業連絡協議会 講演会及び懇親会	12
----------------------------	----

ユキマサなら散歩 旧奈良街道と「竹送り」	13
----------------------	----

(一社)コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部	14・15
---------------------------	-------

会員の動き	16～18
編集後記	18



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター



令和5年 新年ごあいさつ

奈良県行政書士会

会長 遠山 健太郎

令和5年の新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

日頃より、奈良県行政書士会会員の皆様並びに奈良県下自治体の皆様、関係各位におかれましては、本会の事業運営にご理解とご協力を賜り、また行政書士制度の発展にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年を少し振り返りますと、本会では様々な事業を展開して参りました。

まず第一に、日本行政書士会連合会からの要請によりマイナンバーカード普及促進に寄与する事業です。総務省からの委託事業として7つの自治体（奈良市、橿原市、大和高田市、宇陀市、田原本町、王寺町、上牧町）と連携し各自治体のご協力も頂きながらマイナンバーカードの代理申請に取り組みました。委託事業が終了した後も、全国初の取り組みで、本会の独自事業として、天理市との間で「マイナンバーカード代理申請・代理受領業務に関する協定」を昨年9月2日に締結し、病気や施設入所等で申請や交付に行けない市民の方々に代わり、我々行政手続きの専門家である行政書士が代理申請・代理受領をおこなう事業を継続的に実施しています。また、並行して県下6自治体（三郷町、平群町、王寺町、広陵町、河合町、田原本町）と連携し、役場庁舎内での代理申請と相談会を実施しました。全ての事業は各自治体との連携・協働によるもので、首長をはじめ担当者の方々には大変ご尽力を頂きました。

また、自治体との連携という観点では、平成30年に田原本町との間で締結した「遊休農地の対策等に関する協定」に基づき、これも県内初となる、役場庁舎内において『行政書士による農地に関する無料相談会』を開催し、農地の相続や後継者への経営委譲についての相談をお受けしました。

その他、政府が推し進める行政手続きのデジタル化を見据え、本会でもプロジェクトチームを立ち上げ、先進地の視察や意見交換を通じデジタル化を見据えた取り組みを進めています。

社会貢献事業では、コロナ禍で中止をしていた法教育事業を再開し、五條市立西吉野農業高校にて将来の農業家を目指す生徒たちに「法と農業」と題し講義をさせて頂きました。また、毎月の本会での無料相談会、公益財団法人奈良県地域産業振興センター奈良県よろず支援拠点と連携した中小企業や小規模事業者を対象にした相談会、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部と連携しながらの成年後見に対する周知のための相談会も開催しています。

様々な事業を通じ、まずは県下自治体との連携を密にすることで、地域貢献を通じ本会が県民の皆様のお役に立てることができるようこれからも尽力するつもりです。

全ての事業には、本会会員の皆様のご理解とご協力がなくては成り立ちません。本年におきましても様々な会運営にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



令和5年 新年ごあいさつ

奈良県知事

荒井 正吾

奈良県行政書士会の皆さま、明けましておめでとうございます。

昨年までの3年間、新型コロナウイルス感染症の影響で、生活の苦しい時期が続いてきました。まだ一部に困難が残っていますが、今年はコロナ禍を乗り越えて、健全な日常生活を取り戻し、奈良県がさらに発展することを改めて願いたいと思います。

これまで奈良県は大阪のベッドタウンとして発展してきました。奈良県に住宅がある大阪通勤者が増えた結果、奈良県の人口が大きく増加しました。その結果、県外就業率が全国1位の時代があったのですが、この25年間に県外就業が減り、県内就業が増えた結果、県外就業率は33%から27%に減少し順位も全国3位となって、脱ベッドタウン化が進んできました。

奈良の未来の発展に寄与する大きな動きも眼前に現れてきました。そのひとつが、リニア中央新幹線の「奈良市附近駅」の設置に向けた動きです。駅の位置、ルートを確認し、工事を着工するには環境影響評価を必ずしなければなりません。それを2023年、つまり今年に行うべしということ为国が公式に明言したのです。岸田内閣総理大臣も、私と三重県知事と呼んで、両知事は、駅・ルートの確定に特段の働きをするようにと、指示・激励を受けました。

リニア中央新幹線の「奈良市附近駅」を確実にするのに、今年はとても重要な年になってきています。リニアと密接に関係するプロジェクトが、五條市に建設予定の2千メートル級滑走路を有する大規模広域防災拠点です。

また、リニアの「奈良市附近駅」と五條市の大規模広域防災拠点の間であって、京奈和自動車道が走る大和平野中央部（磯城郡3町）に、(仮称)奈良県立工科大学とスタートアップヴィレッジ、サッカーをはじめとする球技専用スタジアムを核としたウェルネスタウン、スポーツと食と農が融合するウェルネスタウンをテーマとする拠点整備など、大和平野中央田園都市建設も楽しみです。

皆様にとりまして本年が幸多き年になりますようお願いいたしますとともに、一層のお力添えを賜いますようお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。



令和5年 年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

令和5年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

奈良県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度発展のため御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発した世界規模のエネルギー危機が発生するなど、世界情勢の混乱は増すばかりであったと言えます。社会全体に不安が広がる中ではありますが、そのようなときにこそ行政書士の存在意義も大きくなります。国民の皆様が抱える不安や困りごとに対して「そうだ、行政書士に相談しよう!」と自然に想起していただけるよう、国民に寄り添い、国民から必要とされる存在として、今後も会員の皆様と共に研鑽に励むとともに、日々の事業に取り組んでまいります。

日行連では、昨年、ウクライナ避難民等への支援について人道的見地から積極的に取り組んでまいりました。また、デジタル化への対応として、政府が行う各種コロナ支援策における電子申請等への協力をするとともに、「誰一人取り残さない」社会のデジタル化に向けて必要不可欠なマイナンバーカードの普及促進について、総務省からの委託による代理申請手続事業を展開するなど積極的に推進してまいりました。この事業については特に年度内までの範囲での取組としており、各单位会、各会員におかれましては、引き続き顧客対応場面等におけるマイナンバーカードの取得促進に向けた代理申請等の申請支援に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

加えて現在、中央省庁に対しデジタル・デバイド解消や、なりすまし等による不正な申請を防止すべく、行政書士が申請者の代理人として支援できる環境の整備等を強く要望しております。デジタル時代において、更に重要性が増すのは様々な証明業務です。大正9年の内務省令「代書人規則」の頃より「事実証明に関する書類の作成」は行政書士の業務であり、今後も行政書士の有する事実証明に関する役割、社会的な有用性は高まっていくものと考えております。

また、国が設置する有識者会議等への行政書士の登用についても、国等への要望を強力に推し進めてまいります。

行政書士制度の更なる発展には、会員の皆様による現場の活動が必要不可欠となります。今後も日行連として、会員の皆様が一様に行政書士であることを誇りに思えるよう、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいります。

最後に、この新しい年が奈良県行政書士会並びに会員の皆様にとって、心豊かに過ごせますよう、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

天理市と「マイナンバーカード代理申請・代理受領業務に関する協定書」を締結

昨年9月2日（金）、本会は天理市と「天理市における奈良県行政書士会が行うマイナンバーカード代理申請・代理受領業務に関する協定書」を締結いたしました。

締結式は、天理市役所特別会議室において、本会から遠山会長、若林副会長、岩井第2業務部長、天理市から並河健天理市長ほか2名が出席して行われました。

同市においては、すでに、市役所内にマイナンバーカード代理申請に関する特設会場が常設されており、同市内の自治会館の他、各種施設への出張代理申請サービスも実施されています。ただ、今後の行政手続きのデジタル化に向けて「誰も取り残さない」という並河市長の熱い思いを受けて、同市と本会との間でマイナンバーカード代理申請・代理受領業務に関する協定を締結し、行政手続きの専門家集団である行政書士が個々の市民の皆様に対する出張代理申請や出張代理受領を実施することになりました。

また、同市役所の本庁舎1階エントラスでは、マイナンバーカード申請をPRするため、親しみやすいポップを使った広報や動画の放映なども実施されており、強い発信力のある同市と共に取り組むことにより、本会のひいては行政書士会のPRにもなることから、奈良会独自の事業として実施することにいたしました。

協定締結後、2件の出張代理申請をさせていただきました（令和4年11月末日時点での実績）。

なお、行政書士会と自治体との間で、マイナンバーカード代理申請・代理受領業務に関する協定書の締結は全国初となります。



若林副会長 並河天理市長 遠山会長 岩井第2業務部部长 加藤監察部副部长

令和4年度総務省委託 マイナンバー代理申請手続事業報告

昨年度に引き続き、総務省からの委託を受け、令和4年9月20日からマイナンバーカード代理申請手続事業を下記の通り実施しました。

折しも、マイナポイント付与対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末日（その後、申請期限は令和5年2月末日まで延長）だったこともあり、自治体窓口が申請者で混雑しており、各自治体からも連携の要望があり、6自治体（広陵町、平群町、王寺町、三郷町、河合町、田原本町）と提携して相談会を実施し、合計479件の申請実績を上げることが出来ました（令和4年11月末日時点での本会の申請件数は合計594件）。

申請にお越しいただきました方々だけでなく、各自治体の職員の皆様にも喜んでいただき、本会および行政書士のPR活動としても大きな役割を果たしました。

日 時		場 所	相談員	実 績
9月20日 ～30日	9時～12時	広陵町 広陵町役場1階	10名	申請件数 84件
9月20日 ～30日	11時～14時	平群町 平群町役場1階	8名	申請件数 49件
9月20日 ～30日	11時～14時	王寺町 王寺町役場1階	8名	申請件数 45件
9月26日 ～28日	9時～12時	三郷町 三郷町役場1階	3名	申請件数 3件
9月26日 ～30日	9時～12時	河合町 河合町役場1階	6名	申請件数 86件
9月26日 ～30日	10時～13時	田原本町 田原本町役場1階	5名	申請件数 27件
11月14日 ～18日	9時～17時	河合町 河合町役場1階	16名	申請件数 185件 (うち1件出張申請)

(令和4年11月末日時点)



三郷町



平群町



広陵町



河合町



王寺町



田原本町

西吉野農業高等学校 法教育「法と農業」

昨年10月18日（火）に五條市立西吉野農業高等学校において、3年生を対象に法教育を実施しました。この法教育は、今まで青少年を対象に毎年行っていましたが、ここ2年ほどは新型コロナウイルス感染症の流行の影響で開催を見合わせていました。

今回の実施に伴い、ご協力いただいた同校の石澤竜義校長先生をはじめとする諸先生方に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

農業家を志す18歳の若者にむけて「行政書士とは」「日本の農業政策」「農業法人化について」「18歳の君に贈る言葉」という内容で授業を行い、講師は遠山健太郎本会会長が務めました。

前半は、まず「行政書士とはどんな職業で、何をするのか」を説明し、「法律と農業の関係」と「農地法がどのようにしてできたのか」のテーマで授業しました。

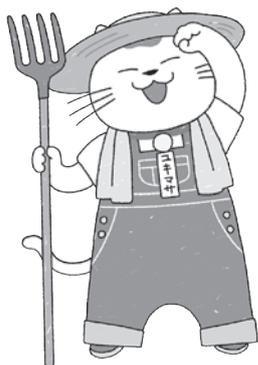


後半は「農業法人ができた背景」、「農地を取得するにはどうしたらいいのか」等、就職先を考える高校生に身近な話題を題材にし、「18歳の君へ」という内容で遠山会長に熱く語っていただきました。質問も随時飛び出すなど、生徒の皆さんも積極的に参加していました。

講義後のアンケートでも、「わかりやすかった」「よかった」等の意見をいただき、一緒に

参観しておられた先生方にも大変好評でした。来年度もぜひ実施してほしいとのうれしいリクエストをいただきました。

事前準備などご協力いただいた皆様に、改めてお礼申し上げます。



岩井 第2業務部部长
石澤 校長
遠山 会長



田原本町 農地に関する相談会



本会と田原本町の間で平成30年に締結された、「遊休農地等対策に関する協定」に基づき、昨年10月27・28日の両日、田原本町役場1階において相談会を実施しました。

田原本町のほとんどの農地は農業振興地域に指定されており、農地法の農地転用が難しい地域であり、相続や賃貸借契約に関する相談も予想されたため、コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部の協賛も得て行いました。

10月上旬から相談の予約受付を開始いたしましたが、10月は農繁期ということもあり、事前予約は2件でした。そこで、田原本町の担当課にもご協力をいただき、窓口でのチラシ配布や相談会の掲示を行っていただきました。

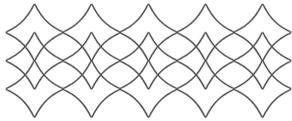
10月27日は、予約相談の2件でした。1件につき1時間程度を目安にご相談をお受けしました。

10月28日は当日ご相談いただいたご夫婦もありました。相続人がいない農地をどうしたらよいか、という相談の中で、令和5年4月27日施行の「相続土地国庫帰属制度」の活用はどうか、という質問もいただきました。新しい法制度を含め、町民の方の農地の処分を含めた利活用への関心の高さを実感いたしました。

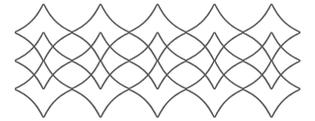
次回は、今年度内の2月の納税時期前に実施できるよう担当課と調整中です。

最後になりましたが、今回ご協力いただいたすべての方に感謝申し上げます。ありがとうございました。





令和4年度行政書士試験



- ◇日 時 : 令和4年11月13日(日) 13:00～16:00
◇場 所 : 奈良県コンベンションセンター

奈良県: 受験申込者数 788名 当日受験者数 648名
(全国計: 受験申込者数 60,479名 当日受験者数 47,850名)

本年度の試験会場は、昨年度に引き続き奈良県コンベンションセンターとなりました。試験当日はあいにくの天気でしたが、本会会員に試験監督員や試験本部員として試験実施事務のご協力をいただき、また関係各機関の皆様にも多大なご協力を賜り、無事に試験を実施し終了することができましたことをご報告いたします。

なお、合格発表は、令和5年1月25日(水)です。



令和4年度特定行政書士法定研修考査



- ◇日 時 : 令和4年10月16日(日) 14:00～16:00
◇場 所 : DMG MORI やまと郡山城ホール 2F 会議室 A

令和4年度の特定行政書士法定研修考査が実施され、法定研修受講者4名が受験されました。合否判定の結果見事合格された受講者の方におかれましては、まことにおめでとうございます。



近畿地方協議会全体会議

日行連と近畿地方協議会との連絡会を開催

昨年11月4日（金）に滋賀県のホテルポストプラザ草津びわ湖において、令和4年度近畿地方協議会全体会議並びに日行連と近畿地方協議会との連絡会が開催され、本会からは黒田副会長と若林副会長の2名が出席しました。



前半は午後1時30分より2時30分、近畿地方協議会の全体会議が行われ、検討事項について各単位会での取り組み等意見交換を行いました。

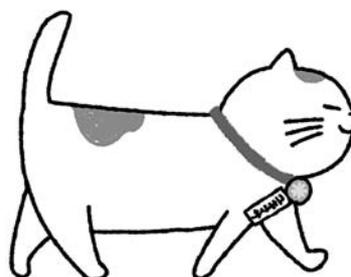
午後3時より日本行政書士会連合会から常住豊会長と宮元仁副会長をお迎えし、日行連と近

畿地方協議会との連絡会を開会しました。井上超由近畿地方協議会会長と常住日行連会長の挨拶に続き、出席者紹介の後、各議題について協議に入りました。常住会長より令和4年度事業の推進について活動理念及び基本方針について説明があり、続いて、事前に近畿地方協議会から提出された意見・要望事項に対して宮元副会長から答弁いただきました。本会からは、①マイナンバーカード代理申請手続事業での予算填補の要望・マイナポイント事業受託について、②デジタル化が進む際の行政書士の本人確認について質問しました。午後5時過ぎに、西村誠近畿地方協議会副会長から閉会の挨拶がなされ、連絡会は盛況のうちに閉会しました。

近畿各単位会での取り組み、日行連での活動の方向性を分かりやすくご説明いただきましたので、参考にさせていただき本会の活動運営に活かしていきたいと思います。



黒田副会長



所有者不明土地について①

令和3年4月21日「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が成立しました。両法律では、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われています。

- ①登記がされるようにするために、不動産登記制度の見直し
- ②土地を手放すための制度「相続土地国庫帰属制度」の創設
- ③土地利用に関連する民法のルールの見直し

◎民法のルールの見直しについて詳しく見てみましょう◎

令和5年4月1日から共有制度や相隣関係に関するルールが見直され、土地・建物に特化した財産管理制度や遺産分割に関する新たなルールが導入されます。

土地・建物に特化した財産管理制度、どんな制度なの？

所有者不明土地・建物の管理制度

調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらうことができるようになります。

管理不全状態にある土地・建物の管理制度

所有者による管理が不相当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらうことができます。

共有制度、どうして見直されたの？

共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業や民間取引を阻害したりしているといった問題が指摘されています。

共有物を利用しやすくするための見直し

- ◎共有物について軽微な変更をするために必要な要件の緩和（全員の同意は不要。持ち分の過半数で決定可能に）
- ◎所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は裁判所の決定を得て
 - ・残りの共有者の持ち分の過半数で、管理行為ができます。
 - ・残りの共有者全員の同意で、変更行為ができます。

共有関係を解消しやすくするための新たな仕組み

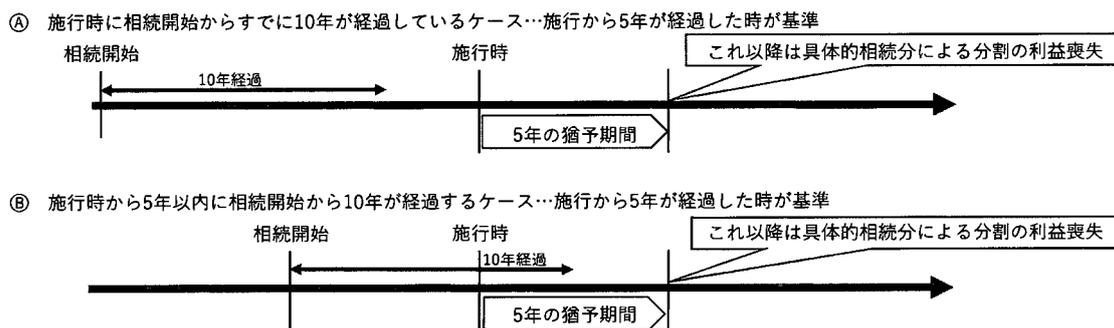
所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、地方裁判所の決定を得て、所在等が不明な共有者の持ち分を取得したり、その持ち分を含めて不動産全体を第三者に譲渡することができます。

遺産分割に関する新たなルールはどんなもの？

相続が発生してから遺産分割がなされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。また、長期間が経過するうちに具体的相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

長期間経過後の遺産分割のルール

被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として具体的相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされました。新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、施行時から5年間の猶予期間が設けられます。



相隣関係、どんな見直しがされたの？

隣地の利用や枝の切り取り等を行いたいときに、隣地の所有者やその所在を調査してもわからない場合には、隣地の所有者から必要な同意を得ることができないため、土地の円滑な利活用が困難となります。

隣地使用権の見直し

境界調査や越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができることが明文化されるとともに、隣地の所有者やその所在を調査してもわからない場合にも隣地を使用することができる仕組みが創設されました。

ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利があることが明文化されるとともに、設置・使用のためのルールも整備されました。

越境した竹木の枝の切り取りのルールの見直し

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査してもわからない場合等には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みが整備されました。

出典：法務省民事局2022年版「所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。」

本会でも、プロジェクトチームを立ち上げ、所有者不明土地の問題について市町村と連携し取り組むべく活動を行っています。



奈良県専門士業連絡協議会 講演会及び懇親会



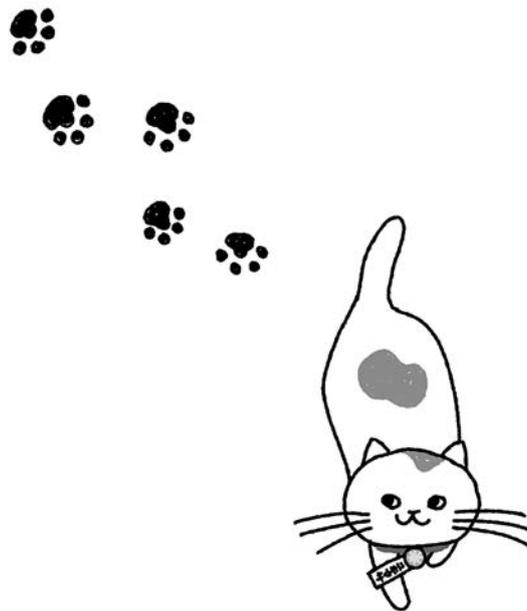
昨年11月21日（月）14時より、奈良ロイヤルホテル鳳凰の間において、令和4年度奈良県専門士業連絡協議会講演会及び懇親会が開催されました。

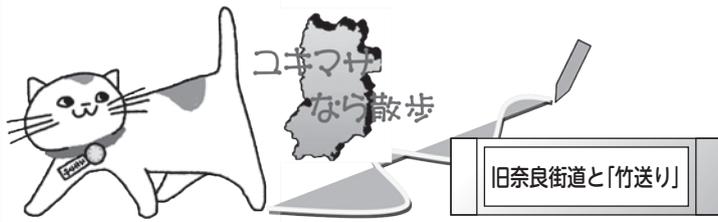
講演会は2部形式で、今年10月1日からスタートするインボイス制度についてと、各士業が注目して取り組んでいる事業承継についての講演が行われました。各士業団体全体で160名を超える参加者が集まり、我々行政書士も避けては通れないテーマである事などから、みなさん熱心に耳を傾けていました。

講演会終了後には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し着席形式での懇親会が開催されました。こちらも3年ぶりに開催されたことから、各士業団体全体で100名を超える参加者が集まり、交流を深める良い機会となりました。

コロナ禍ではありましたが、今年度はほぼフル形式での開催となり、県内で活動する10士業が一堂に会する貴重な機会となりました。

この協議会は、平成4年からスタートし、毎年各士業団体が持ち回りで幹事を務め、それぞれの士業団体の垣根を越えて交流を深めようという理念のもとに、約30年にわたり継続して開催されてきたものです。今後もこの貴重な機会が失われることがないようにしていきたいと強く思います。





皆さんは「竹送り」という行事をご存知でしょうか。毎年3月に行われる東大寺二月堂の「お水取り」という行事はあまりにも有名ですが、この「お水取り」期間中のメインイベント「^{かごたいまつ}篝松明」に使用される真竹は、古くから京都山城地方のもの

が使われてきました。毎年2月11日、京田辺市で採れた真竹を二月堂に向けて送り届ける行事が「竹送り」という行事です。特に旧奈良街道の奈良阪から二月堂までの約4kmの距離を大八車や肩に担いで運ぶ奉納行事は非常に人気があります。

今回の『ユキマサなら散歩』では旧奈良街道の基点となる押上町「一里塚」から奉納行事の出発点である奈良阪までの約2.5kmをご紹介します。

スタート地点となる押上町「一里塚」とはその昔、街道沿いに一里（3.927km）ご



とに塚を築き、距離の目安、運賃決定の目安として設置されたと云われています。自動車や電車などの交通手段がなかった時代においては重要な目印であったと思われる。

「一里塚」から京都方面へ出発し、600m程でまず見えてくるのは築約1300年の歴史を誇る東大寺「^{てがいもん}転害門」、天平時代に創建された伽藍建築が今なお残る数少ない遺構です。付近には観光案内所も新しく設置され、近年、観光地化が進んでいる奈良きたまちエリアのシンボリック建造物となっています。

次に今在家交差点を進んでいくと、上り坂の中腹に見えてくるのは「^{きたやまじゅうはちけん}北山十八間戸」、鎌倉時代に建てられたハンセン病患者のための療養病棟です。2畳ほどの広さ



の部屋が18戸、明治維新の時代まで使用されていました。延べ18,000人も患者を収容したといわれる日本最古の病院としても有名な施設になります。

更に400m程進むとコスモス寺の名で知られる般若寺の国宝「^{ろうもん}楼門」が現れます。西暦629年創建で、こちらも楼門の分野では日本最古の建造物です。夏から秋にかけてはコスモスだけでなく彼岸花も綺麗に咲き誇り、多くの観光客を魅了しています。

旧奈良街道の趣のある街並みの終盤には「^{ならづひこじんじや}奈良豆比古神社」が見えてまいります。西暦771年創建の由緒ある神社であり、毎年10月8日に奉納される伝統芸能「^{おきな}翁舞」は“能楽の起源”だと言われています。また、境内には奈良県の天然記念物に指定されている樹齢1000年を超えるとても大きな楠が出迎えてくれます。巨樹のマイナスイオンと神秘的な空間に心も体も癒されることでしょう。



神社から少し進むと今回のゴール地点である奈良阪に到着します。3kmにも満たない距離に沢山の遺構が存在する旧奈良街道、しかし、コロナ禍の影響により以前の賑わいはまだ戻っていないのが現状です。諸外国との往来が再開され、自由に旅行ができる日常が戻ることを願いつつ、奈良きたまちエリアの観光、並びに旧奈良街道を往来したかつての人々に思いを馳せてみるのも良いのではないのでしょうか。

(広報部員 森 大輔)



(一社) コスモス成年後見

新年、明けましておめでとうございます。

日頃より当支部の事業についてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年当支部の活動につきましては、継続的に開催していた定期相談会、オンラインを使用した研修会や勉強会に加えて、約3年ぶりにコロナウイルス感染症対策を施しながら対面形式でフォーラムを開催することができました。

本年こそは、コロナウイルス感染症が収束し、以前のように自然体での対面コミュニケーションができるようになる事を願っています。

当支部は本年に設立より10年を迎えます。これまで積み重ねてきた知見を活用し権利の擁護支援に寄与していく所存です。

「コスモスを利用して良かった」と実感していただけるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

◆ 第9期（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の活動紹介 ◆

1. 研修の実施

成年後見人等を受任する能力を備え、かつ倫理観の高い人材の育成を実現するため、様々な研修を実施しています。入会前研修は、奈良県支部に入会する前に、全30時間におよぶ基本的知識、法制度、倫理等を学びます。更新研修では、入会后2年毎に全10時間程度の実践的な学びの場を提供し、会員の資質向上を図っています。さらに、より実務に即した内容や事例等を学ぶ研修や、奈良県行政書士会との共催による研修を開催しています。その他、随時事例勉強会等も開催しています。

- (1) 令和3年11月～令和4年1月 入会前研修を開催しました。
- (2) 令和4年6月～7月 更新研修を開催しました。
- (3) 令和4年2月 奈良県高次脳機能障害支援センターより講師をお招きして、研修「高次脳機能障害の基礎知識」を開催しました。
- (4) 令和4年2月 奈良合同公証役場より講師をお招きして、研修「任意後見契約・死後事務委任契約について」を開催しました。(奈良県行政書士会と共催)

サポートセンター奈良県支部

支部長 谷澤祐樹

2. 広報・相談活動

- (1) 主に地域包括支援センターからの依頼により、地域住民やケアマネージャーが対象の成年後見制度や相続、遺言、終活などをテーマにしたセミナー・個別相談会に講師・相談員を派遣しています。第9期は、セミナー3件・相談会1件を実施しました。
- (2) 定期的な無料相談会の開催
奈良市西福祉センターおよび東福祉センターにおいて無料相談会を定期的に開催しています。成年後見制度に限らず、相続、遺言などの相談が数多く寄せられています。
- (3) 広報誌『NEWS LETTER』の発行
コスモス奈良の活動を広く知っていただくため、令和4年1月、5月に広報誌『NEWS LETTER』を発行しました。県下の自治体や地域包括支援センター等に送付してコスモス奈良の活動を紹介しています。
- (4) 事例検討勉強会を定期的に開催しています。
今期は4回開催し、会員のスキルアップを図るとともに、会員同士の情報交換の場になっています。
- (5) Facebookによる活動案内
コスモス奈良のFacebookページにイベントの案内や開催報告等を掲載し、コスモス奈良の活動をいち早くお知らせしています。



いいね！お待ちしております。

新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

辻 浩 臣 つじ ひろおみ



- ① 2022年8月1日
- ② 630-8238
奈良市高天市町49番地 池田ビル
- ③ 辻浩臣行政書士事務所
- ④ 090-3624-1471

嘉手川 重 幸 かがわ しげゆき



- ① 2022年8月15日
- ② 630-8114
奈良市芝辻町四丁目2番地の3
田村ビル505号
- ③ かがわ行政書士事務所
- ④ 090-3558-6176

齊 田 裕 介 さいた ゆうすけ



- ① 2022年9月1日
- ② 631-0032
奈良市あやめ池北三丁目17番8号
- ③ 奈良さいた行政書士事務所
- ④ 0742-44-8957

吉 岡 隆 広 よしおか たかひろ



- ① 2022年9月15日
- ② 636-0311
磯城郡田原本町大字八尾431番地
の10
- ③ 行政書士よしおか労務行政オフィス
- ④ 090-4309-2694

東 元 博 明 ひがしもと ひろあき



- ① 2022年9月15日
- ② 639-2256
御所市大字栗阪727番の2
- ③ 東元行政書士事務所
- ④ 090-8386-4325

山 中 あすか やまなか あすか



- ① 2022年10月2日
- ② 635-0095
大和高田市大字大中100番地
フジヨシビル2階
- ③ 行政書士事務所リメス
- ④ 0745-43-5101

山 村 孝 子 やまむら たかこ



- ① 2022年10月2日
- ② 630-8452
奈良市北之庄西町一丁目5番8
- ③ 山村行政書士事務所
- ④ 090-7363-1661

松 井 直 彦 まつい なおひこ



- ① 2022年11月1日
- ② 639-0214
北葛城郡上牧町大字上牧496番地1
- ③ 空海行政書士事務所
- ④ 090-3052-3561

中 嶋 勝 宣 なかじま かつのり



- ① 2022年11月15日
- ② 632-0016
天理市川原城町680番地
天理ビル3階
- ③ 中嶋行政書士事務所
- ④ 0743-25-1561

島 田 尚 彦 しまだ なおひこ



- ① 2022年11月15日
- ② 636-0011
北葛城郡王寺町葛下1丁目2番29号
- ③ 行政書士島田尚彦事務所
- ④ 0745-43-7463

★会員の動き★

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2022年8月15日	事務所の電話	池 田 圭 三	0743-85-6068
2022年8月15日	事務所の電話	池 田 夏 子	0743-85-6068
2022年8月31日	事務所の所在地	林 武 博	〒631-0078 奈良市富雄元町1丁目15-11
2022年11月30日	事務所の所在地 事務所の電話	園 田 秀 章	〒639-0216 北葛城郡上牧町松里園2丁目9番2号 0745-60-4503
2022年11月30日	属性 事務所の名称 事務所の所在地 事務所の電話	川 越 眞佐義	〒639-2122 葛城市薑191番地3 090-3487-3838 川越眞佐義行政書士事務所（個人開業）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2022年9月30日	木 下 忠	〒630-8306 奈良市紀寺町597番地の8 0742-26-7065	廃 業
2022年10月31日	栗 山 恒	〒630-8238 奈良市高天市町11番地1 高天飯田ビル403 0742-22-2228	廃 業
2022年11月30日	後 藤 茂 實	〒635-0835 北葛城郡広陵町みささぎ台16番27号 0745-55-5391	廃 業
2022年11月30日	森 下 一 彦	〒630-8202 奈良市川上町440-4 0742-23-7683	廃 業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ お亡くなりになった方 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

死亡年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話
2022年9月29日	大 野 知 行	〒631-0034 奈良市学園南三丁目2番11号 カタチラボ2階 0742-52-0855



《編集後記》

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症に振り回され早3年、県民の皆様と直に触れる機会が制限され従来の広報活動が難しくなった一方、行政書士の活動について幅広く知っていただく機会として、ここ数年、本会は各自治体からの業務受託事業や法教育などの社会貢献活動事業により力を注いでまいりました。

今号の特集記事にもあるマイナンバーカード代理申請手続事業や西吉野農業高校での法教育などの活動内容を広報誌やSNSを通して知っていただき、新たな活動の機会を得ることも広報部の重要な活動です。

コロナ前とコロナ後で広報活動の在り方にも変化が求められる中、本会の広報活動も新たな可能性を探ってまいりますので、本年も引き続きご理解とご協力をお願いします。

広報部 西澤 伸 明

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第151号

発行 令和5年1月15日発行

発行人 遠山健太郎

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

CIIC  マイページ機能なら

Webで完結

許可・経審・分析申請書作成ツール
なんでも経審Plus
CIICホームページより
今すぐダウンロードできます!



経営状況分析
e結果通知

事務所やご自宅のカラープリンターで
結果通知書をすぐに印刷できます!

NEW CIIC経営状況分析
Y点解説レポート

経営状況分析の
中身が分かる!

CIIC経営状況分析 **Y点解説レポート**とは…

経営状況分析を申請いただいた方に、経営状況の評点 (Y) を分析指標毎に解析し、増減や順位をチャートで分かりやすくまとめたレポート (Yレポート) を提供。

① Y点の増減要因が、X1～X8の指標毎によくわかる!

② 指標毎に、得点率や推移、Y換算点の内訳がよく分かる!

③ 指標毎に貴社の順位や、平均値との位置関係がよく分かる!



point

地域別 業種別 売上規模別 を自由に選択可能。

シミュレーション 機能も実装。



経営状況分析は“信頼と実績”の 登録経営状況分析機関 **登録番号 1**

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC Y点解説レポート**

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 西日本支部

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号(上町セイワビル9階)

【お問い合わせ】 近畿地区 Tel. 06-6767-2801 中国・四国地区 Tel. 06-6767-2802
九州・沖縄地区 Tel. 092-483-2841

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム (ISMS)
に関するISO規格 (27001) の
認証を取得しています。



謹賀新年



会 長 遠 山 健太郎
副会長 黒 田 敬 子
副会長 松 本 和 也
副会長 若 林 かずみ

常任理事 (総務部部長)	松 井 紀 行
常任理事 (経理部部長)	上 仲 裕 美
常任理事 (広報部部長)	松 田 登美子
常任理事 (法規部部長)	稲 本 太 一
常任理事 (監察部部長)	山 田 祐 己
常任理事 (研修指導部部長)	中 嶋 雄 一
常任理事 (第1業務部部長)	板 倉 靖 史
常任理事 (第2業務部部長)	岩 井 健 一
常任理事 (受託業務管理部部長)	谷 澤 祐 樹
理 事 (総務部副部長)	廣 見 聡 子
理 事 (総務部副部長)	田 中 佑 宜
理 事 (広報部副部長)	森 本 哲 夫
理 事 (監察部副部長)	加 藤 由 美
理 事 (研修指導部副部長)	木 田 和 宏
理 事 (第1業務部副部長)	田 中 和 智
理 事 (第1業務部副部長)	市 川 亮
理 事 (第2業務部副部長)	林 紫 乃
理 事 (第2業務部副部長)	大 舟 理恵子
理 事 (受託業務管理部副部長)	小 山 慶 祥
監 事	谷 口 晴 康
監事の職務代理者	津 守 克 洋
名誉会長	中 嶋 章 雄
顧 問	末 廣 元 孝



会員の皆様、新春のお慶びを
申し上げます。
本年も、一層のご指導の程
お願い申し上げます。

